



福岡医発第1903号(地)
平成20年12月10日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

後期高齢者健康診査の実施に係る留意点について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記健康診査につきましては、本年7月下旬より実施されているところですが、健康診査受診券が誕生月の上旬に被保険者へ送付されているため、受診券を受け取られた方が誕生日前（被保険者資格がない時）に受診され、その結果、資格取得前受診として国保連合会より実施機関へ返戻されている事例が報告されております。

本会としては、生年月日（被保険者資格取得日）を確認せずに健診を実施した医療機関にも落ち度があるとは言え、むしろ、誕生日以降に受診することを周知徹底できていない福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）にも問題があると考えており、また、75歳に到達する年度に実施した健康診査であることから、本事例による返戻に関しては支払が行われるよう広域連合に申し入れをしていく所存であります。

つきましては、貴会におかれましては、同様の事例で返戻された実施機関より情報を収集の上、本会へご一報いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、実施機関に対しては、健診実施の際には、被保険者より受診券と被保険者証を必ず提示いただき、生年月日をご確認いただくよう周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

後期高齢者医療担当理事 毛利康茂
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

後期高齢者健康診査を実施され、資格取得前受診として国保連合会より返戻された事例がございましたら当医師会事務局へご連絡下さい。